

平成 24 年度 ニホンジカ保護管理検討会 議事概要

●日時：平成 25 年 1 月 10 日（金）14：00～16：00

●場所：（一財）自然環境研究センター 9 階会議室

●出席者：

〈検討委員〉

梶 光一	東京農工大学農学部
小泉 透	独立行政法人森林総合研究所野生動物領域
坂田 宏志	兵庫県立大学自然・環境科学研究所
濱崎 伸一郎	株式会社野生動物保護管理事務所関西分室
山根 正伸	神奈川県環境農政局水・緑部自然環境保全課

〈事務局〉

堀内 洋	自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室 鳥獣保護管理企画官
山本 麻衣	自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室 室長補佐
永野 徹	自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室 室長補佐
松本 純治	自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室 室長補佐
千葉 康人	自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室 共生事業係長
常田 邦彦	一般財団法人 自然環境研究センター
黒崎 敏文	〃
荒木 良太	〃

●議事：

- (1) 検討会について
- (2) ニホンジカの保護管理の現状と課題
- (3) 保護管理レポート案について

●議事概要：

(1) 検討会について

- ニホンジカ保護管理検討会開催要綱（案）について、検討委員より承認いただき、検討会開催当日の日付をもって開催要綱とした。

(2) ニホンジカの保護管理の現状と課題

- 資料 1-1 イノシシの保護管理の現状について事務局より説明
- 日本哺乳類学会哺乳類保護管理専門委員会シカ保護管理検討作業部会長の濱崎氏より、ニホンジカの保護管理計画の目標達成状況についてコメントを頂いた。
 - ・ 個体数管理目標と捕獲目標は、通常 5 年毎に見直されているが、近年は毎年のモニタリング結果に基づいて柔軟に目標を見直している計画が見られる。

・捕獲目標の達成状況は、狩猟規制の緩和、個体数調整および有害捕獲の強化により、目標以上の数を達成している計画が 21 計画 12 計画見られ、それ以外の計画についてもおよそ 9 割程度が達成されている。

・一方で個体数管理目標は、被害が発生しない程度の目標値が設定されており、現状で管理目標値の数倍～10 倍の生息数が推定されるなど、ほとんどの計画で達成されていない。

・個体数管理目標達成までのハードルは高いが、一部地域での目標達成や、生息推定数が減少に転じている地域もあり、これまでの捕獲圧強化の努力がようやく実り始めていると推察される。

(委員) 図 1 に示したニホンジカの分布域について、東北地方の積雪地は分布拡大予測で可能性が小さいと評価されているが、現実には相当の数が侵入している。→機械的な作業で現在の分布地からの距離や森林の連続性、積雪量等から推定された結果であり、実情と異なっている場合がある(事務局)。

(委員) 図 3 に示した農業被害額が 2005 年まで減少しているのは、シカの生息数が増加している状況のもとで被害対策が充実してきたことを示していると考えられる。しかし 2006 年以降は被害金額が増加傾向を示しており、特措法による被害対策の更なる充実も図られている中で理由が不明。こういった地域で被害が増加しているのか吟味する必要がある。

(委員) 資料 1-2 の狩猟期間の規制緩和は猟期後ろに延長されている事例が多く見られる。この理由については、猟期前に延長する場合農繁期と重複するため安全確保の観点から避けられる傾向があることが考えられる。猟期後ろに延長する場合、希少猛禽類の繁殖への影響も考えられる。それぞれ延長する事例によって制限要因が存在すると考えられる。

(委員) 1 日当たりの捕獲数を無制限にしても個体の処理にかかる時間を考慮するとそれほど捕獲数は伸びない。北海道の積雪地では、狩猟期間を後ろに延長したことで、越冬地にメスが移動してからの捕獲が可能となって、メスの捕獲数が増加した例がある。地域毎に規制緩和の効果が異なることがある。

(委員) 前期計画の評価について行った自治体は 3 自治体のみか。シカの生息状況に対する捕獲数の計画は特定計画でたてており、計画に対する評価が進んでいないという状況は問題である。予算が毎年縮小される中でも捕獲計画とその成果は特に評価されるべきである。

→ここに挙げた自治体は捕獲、密度推移の評価以外に、被害防除や体制の変化についても言及されている(事務局)。

(委員) 特定計画にかける予算に地域差が見られる。また、計画期間である 5 年毎の見直しでは現在の緊急的状況に対し不十分である。しかし、年次計画をたてて随時見直しをしている自治体は少ない状況である。

→特措法以外から予算はなかなか措置されず、捕獲数とその効果としての被害状況の変化が短いスパンできちんと評価できないと県の予算がとれない状

況である（委員）。

（委員）総務省から昨年 10 月に鳥獣被害防止対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告が出された。モニタリング等による被害量の把握は都道府県が主体的に取り組むことが基本ではあるが、国も積極的に関与するべきとの指摘がこの中であった。この指摘に対応することも資料 2 に含まれるべきではないか。→総務省勧告も踏まえて、保護管理レポートによりサポートしていくことを考えている（事務局）。

→鳥獣行政を念頭において書いており、被害の量的な把握については農水省で行われている。シカの管理の観点からは、集落単位での被害程度がどう変化していくかを把握していくべきだととらえている（事務局）。

（委員）財政難の中、新たな調査をするよりもまず手元にある情報から分析を行うことが現実的である。手元にある狩猟報告などをどう分析すれば何がわかるのか、を知りたいのが担当者の認識かと思う。予算がなくとも最低限わかる内容と、それをベースとしたもう少し詳細なモニタリングデータの取り方、をステップ別で示すことも必要。

（委員）狩猟以外で捕獲された個体についても、出猟カレンダーのように捕獲情報が収集されるよう、自治体担当者が認識を持つことが重要ではないか。

（委員）国家規模で野生鳥獣の分布と生息数の動向を俯瞰して見ることも必要。国家プロジェクトとしての意気込みを示すのも重要ではないか。

→鳥獣関係統計で都道府県から有害、狩猟ともに捕獲位置情報を提供してもらっているが、協力いただけない自治体もあり全国規模で公表するには空白地帯が生じるなどの問題がある（事務局）。

→普及啓発を粘り強く継続すること、集計結果をフィードバックすることで回収率は上がるだろう（委員）。

（委員）捕獲目標数については、特措法に基づく市町村の被害防除では事業計画で示すために実行可能な数しか出されていないのではないか。一方、都道府県の特定計画では、個体数削減のために必要な捕獲数が提案されている。この結果、個体群コントロールに必要な捕獲数と捕獲目標数との乖離が生じていると考えられる。

（3）保護管理レポート案について

- 資料 3 ニホンジカの保護管理に関するレポート（平成 24 年度版）案について事務局より説明

（委員）個体群コントロールの重要性でメスを捕獲していかなければならない、という大課題に対して、課題 3 「科学性と計画性を持った充実した管理計画の策定と施策実施」という点で改善が必要な課題や地域が多い」と課題 4 「モニタリングは特定計画の策定と実行に必要な作業として定着しているが、予算削減を背景として縮小が進み、科学性の担保に支障が生じている。また、データの必

要性の優先度を考慮した適切なモニタリングが求められている。」も含めると散漫になるのではないか。自治体では捕獲数に対するメス比まで留意していないと考えられる。何故メス捕獲数が上がらないかについては、狩猟者の技能によるのか、猟の際の人員の配置の仕方によるのか、行政のしくみによるものなのか、もう少し踏み込んだ解析をしてもいいのではないか。メスのいる場所でメスを捕獲するよう行政指導がもっとあってしかるべき。現状のように管理計画は県が策定、捕獲は県猟に委託するという放任的状况ではメスの捕獲率を上げることは難しいだろう。

→全国的にはメス捕獲割合は半数を占めつつある。メス捕獲割合が低い地域についてどうするか、をレポートに含めていきたい。管理計画にメスの捕獲計画を明確にしている例が少なく、結果としてメス捕獲数が上がったということはある。捕獲数の何割をメスにするかという意識を担当者に持ってもらうことが重要（事務局）。

(委員) 行政側に狩猟者サイドからの圧力がかかると、性別を考慮した捕獲計画に対し、現実的対策とは乖離した行政的配慮が働くということが考えられる。

(委員) 捕獲数に対するメス比は、実際は 50~60%というところが普通ではないか。明らかにオスの捕獲数が多い県について指導は必要だが、自治体の担当者に具体的な手法（政策・制度の仕組みや技術）も示していかなければ足並みは揃わないだろう。報奨金に差を設けることもどれほど効果があるかは検証する必要がある。

→報奨金も重要なインセンティブにはなる。メスを捕獲していく、という国の強いメッセージを示すことが大事（委員）。

→個体群の将来予測手法に雌雄の捕獲数を使っているかどうかは県によって異なっている。管理目標値を決定するためにメスの捕獲数が必要だという点をチェックリストに含めてほしい（委員）。